

関西電力株式会社 御中

調 査 報 告 書
(概要版)

2020年3月14日

第三者委員会

委員長 但 木 敬 一

委 員 奈 良 道 博

委 員 貝阿彌 誠

特別顧問 久保井 一 匡

第1 本調査の概要

1 当委員会の設置の経緯及び目的

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）らから金品等を受領していた問題¹について、2018年2月以降実施された国税庁金沢国税局（以下「金沢国税局」という。）による税務調査を契機として社内調査を開始し、同年6月22日には、3名の社外の弁護士を含む社内調査委員会（以下「本件社内調査委員会」という。）の設置を決定した。これを受け、本件社内調査委員会は調査²を行い、関西電力に対して、同年9月11日付報告書（以下「本件社内調査報告書」という。）を提出した。

その後、2019年9月26日、共同通信社が上記問題に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本件社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年10月2日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定した。

その後、当委員会は、2019年10月9日、関西電力から、以下の事項について調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。本報告書は当委員会が本調査の結果を報告するものである。

- ① 森山氏関係調査
- ② 類似事案調査
- ③ 当時からこれまでの関西電力の対応
- ④ 上記①～③についての背景・根本原因の究明並びに再発防止策の提言

2 当委員会の構成

当委員会は、以下の委員及び特別顧問から構成される。

¹ 税務調査を契機として、その後、金品受領者がより広範にわたることが判明し、また、森山氏に対する情報提供等の関連する問題も明らかになっている。本報告書では、こうした金品受領問題及びその後判明した関連問題を含めた全体を「本件問題」と総称する。

² 本報告書では、本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を「本件社内調査」と総称する。

	氏名	経歴
委員長	但 木 敬 一	T&T パートナーズ法律事務所・弁護士 元検事総長
委 員	奈 良 道 博	半蔵門総合法律事務所・弁護士 元第一東京弁護士会 会長
委 員	貝阿彌 誠	大手町法律事務所・弁護士 元東京地方裁判所 所長
特別顧問	久保井 一 匡	久保井総合法律事務所・弁護士 元日本弁護士連合会 会長

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する下記の弁護士を委員補佐として選任した。

北田幹直、横田真一郎、山内洋嗣、山田徹、臼井慶宜、田尻佳菜子、木山二郎、北和尚、黒田大介、小林雄介、小田輝、加藤裕之、眞木純平、千原剛、村田昇洋、後潟伸吾、片野泰世、近藤武尊、中津卓、平岡優、山内裕雅、奥田敦貴、高橋圭

当委員会は、その設置に当たり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日付、同年12月17日改訂）に準拠している。

なお、当委員会は、森・濱田松本法律事務所に所属する上記弁護士以外の弁護士による、関西電力及びそのグループ会社に対する法的助言の事実を確認したが、事案の内容、報酬規模、助言提供の時期等の具体的事情に鑑みて、同事務所の上記弁護士に関西電力との間の特別な利害関係は認められず、本調査を補助させることに問題はないと判断した。

また、当委員会は、関西電力の経営監査室に所属する経営監査室長以下数名の担当者を当委員会の事務局とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性を確保するため、当委員会と関西電力との間で締結された第三者委員会委託契約書において、あらかじめ、関西電力に対し、当該事務局を当委員会の直属とした上で、関西電力との間で厳格な情報隔壁を設けることを義務付けている。

3 本調査の期間及び当委員会の開催日程

当委員会は、2019年10月9日から2020年3月13日までの間、本調査を実施した。

また、当委員会は、以下の日程で委員会を計14回開催した。

委員会	日付	開催地
第1回	2019年10月13日	東京都内
第2回	2019年10月28日	東京都内
第3回	2019年11月14日	大阪府内
第4回	2019年11月26日	東京都内
第5回	2019年12月15日	大阪府内
第6回	2019年12月26日	東京都内
第7回	2020年1月9日	大阪府内
第8回	2020年1月23日	東京都内
第9回	2020年2月3日	大阪府内
第10回	2020年2月11日	東京都内
第11回	2020年2月25日	大阪府内
第12回	2020年3月5日	東京都内
第13回	2020年3月10日	東京都内
第14回	2020年3月13日	大阪府内

4 本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

(1) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下のとおり、①関西電力及びそのグループ会社（以下「関西電力グループ」と総称する。）の役職員及び元役職員並びに②その他社外の者の合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施した（以下、これらのヒアリングを「本件ヒアリング」と総称し、本件ヒアリングの対象者を「本件ヒアリング対象者」という。）³。

ア 関西電力グループの役職員及び元役職員に対するヒアリング

当委員会は、本調査に必要な情報を認識している可能性のある関西電力グループの役職員及び元役職員 197 名に対し延べ 230 回のヒアリングを実施した。

イ その他社外の者に対するヒアリング

当委員会は、高浜町関係者等、本調査に必要な情報を認識している可能性がある社外の者に対し、ヒアリングを実施した。

³ ヒアリング対象者が匿名を希望したヒアリングも人数や回数には含まれている。

また、当委員会は、本件社内調査報告書等の内容を基に、森山氏と一定の関係を有し、かつ、本調査に必要な情報を認識している可能性のある企業の関係者に対してヒアリングを実施した。

具体的には、当委員会は、まず、関西電力が本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、株式会社塩浜工業及び **XI 社**⁴の 5 社（以下、これらの 5 社を「本件取引先」と総称する。）の役職員に対しヒアリングを実施した。

しかし、その後の調査等により、本件取引先においてはそれぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、また、森山氏と類似した関係を有する企業は上記 5 社に限られないことが判明した。こうした観点から、上記 5 社のみを「森山氏関連企業」など一括りに表現することは適切でないと判断し、本報告書では「森山氏関連企業」等の用語を用いず、関西電力が本件社内調査報告書等で森山氏と一定の関係を有するとしていた上記 5 社を「本件取引先」と総称し、本調査の結果、森山氏と一定の関係を有すると認められたこれら以外の企業を含めて「本件取引先等」と総称することとした。本調査では、本件取引先以外の本件取引先等の役職員に対するヒアリングも実施している。

(2) 関連資料の分析

当委員会は、本調査を行う上で必要な範囲で、関西電力グループの規程、議事録、契約書等の資料の分析を行った⁵。

(3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」という。）に依頼し、本調査に必要な情報が保存されている可能性があるメールサーバーに含まれるデータを保全させ、結果として、80 名分の電子メールをレビュー対象として抽出した。

また、上記に加え、45 名分の個人フォルダ、28 個の共有フォルダ、関西電力が貸与している 38 台のパソコン、7 台のスマートフォンに係るデータについて

⁴ 本件取引先のうち、**XI 社**については、本調査の結果、発注取引に関するコンプライアンス上の問題を他の本件取引先と同列に評価すべきではなく、相対的に森山氏との関係性が希薄であると認められ、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

⁵ なお、当委員会は、本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料も必要と認める範囲で参照した。

も保全の上、パソコンについて復元可能な削除データの復元作業を行わせ、これらの中に含まれている電子データもレビュー対象として抽出している。

結果として、これらのデータは、効率性を高めるためキーワード検索等により約 40 万件に絞り込んだ上で、一次的なレビューは PwC アドバイザリーが、二次的なレビューは当委員会が行う体制で調査（以下「本件デジタル・フォレンジック調査」という。）を行った。

(4) 書面調査

ア 本件書面調査の実施方法

当委員会は、森山氏と接触があった可能性が高いと認められた、原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、605 名の関西電力グループの役職員及び元役職員（以下「本件書面調査対象者」という。）を対象とする書面調査（以下「本件書面調査」という。）を行った。

イ 本件書面調査の実施期間及び回収方法

当委員会は、本件書面調査対象者に対して、「書面調査の実施について」と題する文書を発出し、電子システム上での入力又は質問事項用紙を郵送する方法により回答するよう要請し、回答が困難と認められる例外的な事情があった者を除く全ての者から回答を得た。

ウ 本件書面調査の質問項目及び回答結果

本件書面調査においては、主に、森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か並びにこれらの具体的内容について回答を求めた。

回答者の合計数は 604 名である。

(5) ホットライン調査

ア ホットラインの設置方法

当委員会は、本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するために、以下の

者を対象に、下記の対象情報を当委員会に提供するための 3 種類のホットライン（以下「本件ホットライン」と総称する。）を設置した。

- ① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
- ② 関西電力の元役職員：約 8000 名⁶
- ③ 関西電力の以下の子会社 6 社（以下「関電子会社 6 社」と総称する。）⁷の全役職員：約 7000 名
 - ・ 関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）
 - ・ 関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）
 - ・ 株式会社関電パワーテック
 - ・ 株式会社環境総合テクノス
 - ・ 関電サービス株式会社
 - ・ 株式会社かんでんエンジニアリング

【対象情報】

森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品（一般的な歳暮や中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品を受領したか否か並びにこれらの具体的内容等

イ 本件ホットラインの設置期間

本件ホットラインの設置期間は、それぞれ以下のとおりである。ただし、設置期間満了後の利用も受け付け、調査の対象とした。

- ① 関西電力の全役職員：2019 年 10 月 29 日から同年 11 月 13 日まで
- ② 関西電力の元役職員：同年 11 月 25 日から同年 12 月 13 日まで
- ③ 関電子会社 6 社の全役職員：同年 11 月 15 日から同年 12 月 10 日まで

ウ 本件ホットラインの受付状況

本件ホットラインについて、それぞれ以下の件数の利用があった。

- ① 関西電力の全役職員：126 件

⁶ 関西電力の OB 会の登録会員総数を記載している。

⁷ 本件取引先に対する発注実績が確認された関西電力の子会社 18 社のうち、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した 6 社を選定した。

- ② 関西電力の元役職員：10 件
- ③ 関電子会社 6 社の全役職員：4 件

(6) 資料提供窓口

ア 資料提供窓口の設置方法

当委員会は、関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等に関して、幅広い関係者から情報を収集するために、以下の者を対象に、下記の対象資料・データを当委員会に提供するための資料提供窓口（以下「本件資料提供窓口」という。）を設置した。

- ① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
- ② 関電子会社 6 社の全役職員：約 7000 名

【対象資料・データ】

関西電力グループ発注に係る工事又は業務について、関西電力グループの役職員が森山氏に対して提供した資料・データ等

イ 本件資料提供窓口の設置期間

本件資料提供窓口の設置期間は、2019 年 12 月 17 日⁸から同月 26 日までの間とした。ただし、期間満了後に提出された資料も受領し、調査の対象とした。

ウ 本件資料提供窓口の受付状況

本件資料提供窓口について、5 件の利用があった。

(7) 現地視察

当委員会は、委員・特別顧問 4 名全員及び一部の委員補佐において、2019 年 11 月 3 日及び同月 4 日、高浜発電所が所在する高浜町に赴き、原子力発電所内部の工事の状況、本件取引先が実際に行った工事の内容、高浜町の文化施設等の視察を行った。また、当委員会は、美浜町に所在する原子力事業本部を訪問する

⁸ 関電不動産開発については、2019 年 12 月 18 日から設置した。

など必要な現地視察を行った。

(8) 専門的知見の補完

当委員会は、電気事業に関する政策・規制その他行政一般に関する専門的知見を補完するために資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から、税務行政一般に関する専門的知見を補完するために国税庁から、それぞれヒアリングを実施した。

(9) 本調査の実効性を高めるための措置

ア 本件ヒアリングにおける措置

本件ヒアリングでは、事実に即した回答を得て調査の実効性を高めるために、本件ヒアリングで自らが知っている事実を漏れなく述べ又は事実に反することを述べないなど、本件調査に対して誠実に協力することを内容とする書面について、本件ヒアリング対象者から署名を得るなどの措置を講じた。また、本件ヒアリング対象者に対し、調査の結果判明した未公表の事実を示して質問を行う必要がある場合があり、その事実が第三者に漏れることにより証拠隠滅等が図られることを防止するために、本件ヒアリングの内容を口外しないことを誓約させるなど必要に応じた措置を講じた。

イ 本件書面調査における措置

本件書面調査では、調査の独立性を高めるために、回答を記入した質問事項用紙を当委員会の事務局弁護士事務所宛てに直接郵送する回答方法及び電子システムを利用した Web サイト経由での回答方法を採用した。

また、事実に即した回答を得て本件書面調査の実効性を高めるために、大要、以下の(i)～(iii)の注意事項を質問事項用紙に記載した。

(i) 本件書面調査に対して誠実に回答することが職務上の義務であり、合理的な理由のない回答拒否、あるいは、事実に反する回答、又は不正・不当な行為あるいはそのおそれがある行為について事実を隠したことなどが発覚した場合、懲戒処分等の不利益を受ける可能性がある。

(ii) 本件書面調査での回答に基づき、氏名を特定して公表することはない。

(iii) 回答内容は当委員会において管理することによって適正な取扱いを確保することとし、提供された回答内容等につき、原則として、本調査の目的以外に

は使用しない。

ウ 本件ホットラインにおける措置

本件ホットラインの利用方法としては、広く情報を募るために、電子メール、電話、郵送という複数の手段を用意し、また、匿名での本件ホットラインの利用も許容した。

さらに、本件ホットラインの利用を促進するために、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、関西電力グループが、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件ホットラインに対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件ホットラインに係る通達を個別にメールで発信した。関西電力の元役職員に対しては、関西電力が元役職員の個別の連絡先を有していなかったため、本件ホットラインに係る通達が、関西電力の元役職員向けのポータルサイトの冒頭に表示されるようにした。そして、当該ポータルサイトに本件ホットラインに係る通達が掲載されている事実について、2019年11月26日の第三者委員会開催直後の報道各社向けメール及び同年12月15日の第三者委員会による記者会見における当委員会委員長による発言の中でも触れることで広く周知を図った。加えて、各地の関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局（原子力関連の業務に従事していた関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局を含む。）の可能な限りでの協力を得て、情報の周知に努めた。

エ 本件資料提供窓口における措置

本件資料提供窓口の利用方法としては、電子メール、郵送という複数の手段を用意した。また、広く情報を募るために、匿名での利用も許容した。

さらに、本件資料提供窓口の利用を促進するために、関西電力グループが、資料提供窓口に対象資料・データ等を提供したこと（そのために必要な範囲での会社資料・データへのアクセス及び利用を含む。）や、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件資料提供窓口に対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件資料提供窓口に係る通達を個別にメールで発信した。

5 本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、合理的な方法を用いることができたものと判断しているが、以下の限界・制約等が存した。

第一に、当委員会は、本件問題の背景・根本原因を究明するため、可能な限り過去に遡った調査を行った。しかし、既に関係者が他界していたり、高齢のためヒアリング等に応じることが困難であるといったケースがあった。とりわけ、森山氏、1970年代から1980年代に関西電力の幹部の地位にあった者、本件取引先等の幹部を含む社外の関係者等、過去における本件問題の背景事情を直接体験し、当時の事実関係をよく知る者のうち少なくない者が既に他界していた。

第二に、本調査は、捜査機関による強制捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本調査実施時点において関西電力グループに在籍していた者からヒアリングや資料提供を拒否されることはなかったが、同時点で関西電力グループに在籍する者以外の一部の社外関係者の中には当委員会のヒアリングを拒否する者もいた。

第三に、本調査における各認定事実は、関西電力グループから開示を受けた資料及び関係者のヒアリング等を前提としているところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

- (1) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。
- (2) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。
- (3) 当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。
- (4) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。

第四に、当委員会の調査は、**前記 1** 記載の本調査の目的及び**前記 4** 記載の本調査の方法で行われたものであり、以下の限界に服することにも留意されたい。

- (1) 本調査の結果は専ら**前記 4** に記載されている調査方法に依拠するものであり、当委員会がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。

- (2) 本件書面調査のデータ入力業務、集計業務及びデータ集計後のレポート作成業務については、**前記 4**に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (3) 本件デジタル・フォレンジック調査において、同調査の対象としたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び一次レビュー等については、**前記 4**に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (4) 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

なお、本報告書は、**前記 1**記載の目的のため作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定しておらず、当委員会は関西電力以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

また、本調査は、**前記 1**の調査の目的の範囲内で行われたものであり、当該目的の範囲に含まれない関西電力グループが抱える問題点を網羅的に調査して評価分析するものではない。

本報告書（概要版）は、当委員会が関西電力に提出した調査報告書の概要である。